

令和8年度契約締結前公表

NO	業務区分	契約名称	契約内容	履行期間	選定基準	決定方法	所管課	連絡先	問合せ期間
1	委託	茂原市放課後児童健全育成事業運営委託	・学童クラブの運営・施設の保守・維持管理	令和8年4月1日から令和9年3月31日	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する市内の事業者であること	複数者の場合見積み合わせ	保育課	36-5656	令和8年2月27日まで
2	委託	緑ヶ丘街路緑地帯管理委託	道路除草、道路清掃	令和8年4月1日から令和9年3月23日	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する市内事業者であること	複数者の場合見積み合わせ	土木管理課	20-1537	令和8年3月23日迄
3	委託	鶴枝遊水公園管理委託	・広場、園路、トイレ周辺の草刈り ・2回/年	令和8年5月1日から令和8年10月30日	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する市内事業者であること	複数者の場合見積み合わせ	土木管理課	20-1537	令和8年3月19日まで
4	委託	茂原駅前広場管理委託業務（清掃）	・茂原駅前南口・東口広場内の清掃（ゴミ拾い・草取り・鳥のフン等の汚損箇所の清掃）	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する市内の事業者であること	複数者の場合見積み合わせ	都市整備課	20-1548	令和8年2月27日
5	委託	公園等除草業務委託（その1）	・公園・緑道の除草及び集草（茂原市内公園、緑道42箇所）	令和8年4月11日から令和8年11月30日まで	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する市内の事業者であること	複数者の場合見積み合わせ	都市整備課	20-1548	令和8年3月18日
6	委託	萩原公園管理業務委託	・萩原公園開園日における園内及び各施設の日常点検、自転車等の貸出、自転車等の軽易な修理、園内清掃（トイレ清掃、園内除草作業含む）、駐車場の施錠・解錠	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する市内の事業者であること	複数者の場合見積み合わせ	都市整備課	20-1548	令和8年2月27日
7	委託	市営住宅除草作業委託	市営住宅敷地内の草刈り・集草・処分	令和8年5月1日から令和8年12月18日	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する市内の事業者であること	複数者の場合見積み合わせ	建築課 市営住宅管理係	20-1588	令和8年3月27日まで
8	委託	茂原市立美術館・郷土資料館受付案内業務委託	・受付案内 ・館内見回り（簡易な清掃含む） ・軽作業	令和8年4月1日から令和9年3月31日	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する市内の事業者であること	複数者の場合見積み合わせ	美術館・郷土資料館	26-2131	令和8年2月27日まで
9	委託	東部台文化会館昼間夜間管理業務委託	・昼間、夜間における東部台文化会館の管理業務 ・窓口業務 ・施設内外の巡回及び終業時の施錠並びに駐車場整理等	令和8年4月1日から令和9年3月31日	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する市内の事業者であること	複数者の場合見積み合わせ	東部台文化会館	23-8711	令和8年2月27日まで
10	委託	茂原市本納公民館・茂原市役所本納支所昼間管理業務委託	・本納公民館の受付（使用料収受を含む施設利用対応、図書業務） ・本納支所の受付（戸籍届出等市民課関係業務他関係する市各課の業務） ・建物および敷地内の巡回 ・緊急時の対応（施設利用者への対応等、市役所業務に関する適切な連絡と引継ぎ）	令和8年4月1日から令和9年3月31日	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する市内の事業者であること	複数者の場合見積み合わせ	本納公民館・本納支所	34-2349 34-2111	令和8年2月27日まで
11	委託	茂原市本納公民館夜間管理業務委託	・夜間における公民館管理業務、受付業務、使用料の徴収 ・建物および敷地内の巡回 ・緊急時の対応（施設利用者への対応等、市役所業務に関する適切な連絡と引継ぎ）	令和8年4月1日から令和9年3月31日	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する市内の事業者であること	複数者の場合見積み合わせ	本納公民館	34-2349	令和8年2月27日まで
12	委託	鶴枝公民館昼間管理業務委託	・管理業務 ・受付業務及び使用料の徴収 ・その他	令和8年4月1日から令和9年3月31日	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する市内の事業者であること	複数者の場合見積み合わせ	鶴枝公民館	25-1834	令和8年2月27日まで
13	委託	鶴枝公民館夜間管理業務委託	・管理業務 ・受付業務及び使用料の徴収 ・その他	令和8年4月1日から令和9年3月31日	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する市内の事業者であること	複数者の場合見積み合わせ	鶴枝公民館	25-1834	令和8年2月27日まで